

福岡県田川地区消防組合職員の厚生福利制度に関する条例

〔昭和 48 年 3 月 26 日〕
条 例 第 1 号

改正 平成 13 年 2 月 21 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条の規定に基づき、職員(非常勤の職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)の厚生福利に関する事項について計画を樹立し、これを実施するために職員厚生会(以下「厚生会」という。)を設置する。

(事業)

第 2 条 厚生会は、前条の目的を達成するために職員の保健、元気回復、その他厚生に関し必要な事業を行なう。

(経費)

第 3 条 厚生会の経費は、厚生会の構成員の会費その他の収入をもつてこれにあてる。

2 田川地区消防組合は、毎年予算の範囲内で、厚生会に必要な資金を交付することができる。

(職員の業務及び組合の施設の利用)

第 4 条 管理者は、必要と認めるときは、職員をして厚生会の業務に従事させ、又はその管理する施設を無償で利用に供することができる。

(規則への委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 3 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。